

## 大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例逐条解説

平成 14 年 9 月 27 日

条例第 27 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、「大和市平和都市宣言」の理念のもとに、市民の平和に対する意識の高揚、平和の意義の啓発を推進するため、次世代に戦争の記憶をつなげていくことを目的とする。

### 【解説】

- ・ 戦争の記憶は、映画や写真でもつなげることはできますが、戦時体験者(語り部)による生の体験談は、聞くものの心を打ちます。しかし、次世代への語り部である戦争を知る世代は高齢となっています。一人でも多くの市民に戦争の記憶を語り継ぐ機会を多くつくとともに、戦時体験者の体験を映像に残す等、戦時体験の継承を緊急に行う必要があると考え、本条例を施行します。

### (用語の意義)

第 2 条 この条例で、「語り部」とは、戦時体験及び追体験を有する者のうち、その体験を次世代に語りつぐ意欲のある者をいう。

### 【解説】

- ・ 語り部には、自分の戦時体験などを次世代に語り継ぐことが求められます。

### (推進内容)

第 3 条 市長は、平和教育の推進に関する次の事業を実施する。

- (1) 語り部による市民を対象とした講話会
  - (2) 市内の小学校及び中学校その他規則で定める学校からの求めに応じた語り部の派遣
- 2 市長は、戦時体験の継承に関する次の事業を実施する。
- (1) 語り部の発掘
  - (2) 語り部による講話の記録及び保存

### 【解説】

- ・ 平和教育を推進する事業として、次の 2 つの事業を行います。
  - (1) 語り部による市民を対象とした講話会を実施する。
  - (2) 市内の小中学校等からの求めに応じて、語り部を派遣する事業を実施します。
- ・ 戦時体験の継承に関する事業として、次の 2 つの事業を行います。
  - (1) 語り部の発掘を行います。
  - (2) 語り部が話す講話を記録し、保存します。

(委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

【解説】

- ・ この条例の施行に関して必要な事項は、「大和市次世代に戦争の記憶をつなげる条例施行規則」に定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【解説】

- ・ 本条例の施行は、平成15年4月1日とします。

(見直し)

2 この条例は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

【解説】

- ・ 戦争の記憶を語り継ぐ趣旨で、本条例は施行されましたが、条例の施行の日から5年以内に、施行の状況を踏まえて、必要な見直しを行うものとしています。